


◎表示記号解説

状態	傷	凹凸	曲がり	波跡	さび	腐食	亀裂 破れ	穴	交換	変色 退色	跡	文字
略称 記号	A	U	B	W	S	C	T	H	X	P	M	L

※修復歴の表示方法は、該当箇所に修復歴マーク—Mを記入する。

外板価値減点①は—XM①、外板価値減点②は—XM②を記入する。

◎表示記号解説

項 目	外 装 減 点 (パネル単位)	表 示 記 号
価値減点	①波状の修理跡 ②交換跡	W10 XM10
塗 装	①傷 ②さび ③変色、退色 ④文字 ⑤指定色（※特記欄記載） ⑥テープ類の貼り付け跡、強固な異物の付着（※特記欄記載）	カードサイズ 未満      小      大 A10 ・ A20 ・ A30 S10 ・ S20 ・ S30 P10 ・ P20 ・ P30 L10 ・ L20 ・ L30 —      —      P30 P10 ・ P20 ・ P30
板 金	①凹み ②傷を伴う凹み ③取外し穴 ④腐食 ⑤波状の修理跡があり、仕上げ悪く補修が必要	カードサイズ 未満      小      大 U10 ・ U30 ・ U50 UA10 ・ UA30 ・ UA50 —      H30 ・ H50 —      C30 ・ C50 —      W30 ・ W50
交 換	①板金を要する面積がパネル総面積の1/2以上 ②凹凸がしわ状になっているもの ③パネルのフレームが曲がっているもの ④波状の修理跡がパネル総面積の1/2以上で、仕上げの悪いもの ⑤腐食（4個以上）、1cm以上の腐食のあるもの ⑥取外し穴でカードサイズ以上のもの ⑦亀裂でカードサイズ以上のもの	UX70 UX70 BX70 WX70 CX70 HX70 TX70
複合する 場合	①価値減点と価値減点（波状の修理跡と交換跡がある場合） ②修理減点と価値減点（波状の修理跡） ただし、減点数が板金〔大〕を超えた場合 ③板金減点と塗装減点（※板金記号を先に記入する） ただし、減点数が板金〔大〕を超えた場合	W10、XM10 と記入 U30、W10 と記入 U50、W と記入 UA30・UA50 と記入 UA50 と記入

## Ⅱ 車両本体の評価

### 1. 外装

査定項目	査定区分	加減点の区分および細則 / 加減点	
外 板	標準状態	1. 外板は無傷とする 2. 塗装 1) 塗色は標準色で、変色、退色及び塗り替跡のないこと 2) 泡つぶ、塗装の浮き、さび、テープ類の貼り付け跡、強固な異物の付着がないこと 3) 1cm以上の傷、文字、指定色等のないこと 4) みがきを必要としないこと	
	価値	[価値加点] (1台単位) (当・1年ものには適用しない)	加点
		板金修理または補修跡等がなく、減点に該当する凹み、傷等がない良質車については、特別に加点する 外装が無傷のもの +40 外装が無減点のもの (みがき減点を除く) +20 細則 1) 外装は外板、バンパ、スポイラー、ガーニッシュ、ミラー、メッキ、モール、ガラスを含む 2) 修理をしたことが確認できたものは適用除外とする	
		[価値減点]	減点
	加減点	1cm未満の傷、凹みは無減点とする 外板に交換跡、波状の修理跡及び塗り替跡のあるものは減点とする [波状の修理跡、交換跡] (パネル単位) 波状の修理跡、交換跡のあるものは、パネルごとに減点とする (修復歴・外板価値減点適用箇所を除く) 細則 1) 同一パネルに波状の修理跡、交換跡が重複している場合はそれぞれ減点する 2) 同一パネルに価値減点と修理が重複している場合、それぞれ減点し、板金減点(大)を上限とする	10
		[塗り替跡] (1台単位) 使用開始後元色以外の一般色に塗り替られたもの 細則 1. 外板のみを塗装した乗用車系の車両 (3、5、7、8ナンバー車両) に適用する (修復歴・外板価値減点適用車両にも同様に適用する) 2. 元色以外の特殊色に全塗装したもの	100 250
	修理	[みがき] (1台単位) 爪の引っかからないうすすり傷及びタールの付着、水あかの汚れ	5

車両本体の  
 評価  
 外装

査定項目	査定区分	減点の区分及び細則				
外板	塗装	塗装を要する面積の減点区分（パネル単位）				
		カードサイズ未満	1cm以上カードサイズ未満			
		〔小〕	カードサイズ以上A4サイズ未満			
		〔大〕	A4サイズ以上			
	板金	板金を要する面積の減点区分（パネル単位）				
		カードサイズ未満	1cm以上カードサイズ未満			
		〔小〕	カードサイズ以上A4サイズ未満			
		〔大〕	A4サイズ以上1/2未満			
		細則				
		1) 塗装を要するもの 傷、さび、変色、退色、文字、指定色、テープ類の貼り付け跡、強固な異物の付着 2) 塗装減点の算出で同一パネルに複数ある場合、それぞれを合算し、塗装減点〔大〕を上限とする				
交換	次の各項目に該当するものは交換の減点を適用する					
	1. 板金を要する面積がパネル総面積の1/2以上 2. 凹凸がしわ状になっているもの 3. パネルのフレームが曲がっているもの 4. 波状の修理跡がパネル総面積の1/2以上で、仕上げの悪いもの 5. 腐食（4個以上）、または1cm以上の腐食のあるもの 6. 取外し穴でカードサイズ以上のもの 7. 亀裂でカードサイズ以上のもの 8. その他損傷がはなはだしいもの					
	1. 板金を要する面積がパネル総面積の1/2以上 2. 凹凸がしわ状になっているもの 3. パネルのフレームが曲がっているもの 4. 波状の修理跡がパネル総面積の1/2以上で、仕上げの悪いもの 5. 腐食（4個以上）、または1cm以上の腐食のあるもの 6. 取外し穴でカードサイズ以上のもの 7. 亀裂でカードサイズ以上のもの 8. その他損傷がはなはだしいもの					
バンパースポイラー	修理・交換		カードサイズ未満	修理〔小〕	修理〔大〕	交換
		すり傷、さび	10	カードサイズ以上 A4サイズ未満	A4サイズ以上	—
		凹み、曲がり、 ふくらみ	10	—	—	カードサイズ以上
		ささくれ	—	—	A4サイズ未満	A4サイズ以上
		亀裂	—	—	カードサイズ未満	カードサイズ以上
		腐食 不要（取外し）穴	—	1cm未満 1個	1cm未満 2～3個	1cm未満 4個以上 1cm以上
細則 バンパ及びスポイラーに修理が複数ある場合は、それぞれ合算し修理〔大〕を上限とする。						
ガーニッシュ	修理	1cm以上カードサイズ未満のすり傷、凹み、曲がり、ふくらみ、ささくれ				
	交換	カードサイズ以上のすり傷、凹み、曲がり、ふくらみ、ささくれ及び亀裂、不要穴				

※リベット止め外板及び接着剤等の接合は、溶接接合と同様の取扱いとする。

※ささくれ=表面が削れていて素材がめくれているもの

乗用車、ボンネットワゴン、ボンネットバン、オフロードタイプ

査定項目	査定区分	減点の区分及び細則 / 減点					
外 装 ・ 板 金 ・ 交 換	外 装 ・ 板 金 ・ 交 換	カードサイズ未満				10	
		部 品 名	塗装のみ		板金 (塗装含む)		交 換 (塗装含む)
			小	大	小	大	
		ボンネット	20	30	30	50	70
		フロントフェンダ	20	30	30	50	65
		フロントドア (4ドア)	20	30	30	50	80
		フロントドア (2ドア)	20	30	30	50	85
		リヤドア	20	30	30	50	75
		リヤフェンダ (4ドア)	20	30	30	50	130
		リヤフェンダ (2ドア)	20	30	30	50	150
		トランクフード	20	30	30	50	65
		バックドア	20	30	30	50	95
		ルーフ (乗用車)	20	40	50	80	145
		ルーフ (W.V.O)	20	40	50	80	180
		ラジエータコアサポート	10	15	15	20	—
ピラー	10	15	15	20	—		
ボディサイドシル	10	15	30	50	80		
リヤエンドパネル	10	15	15	20	65		
フューエルリッド							
1cm以上の傷、凹みは、10点とする。							
・ボンネット、トランクフード (バックドア) のダンパー交換は、1本5点とする。							
・ルーフの交換点数には天井内張り張替・ガラス脱着を含む							
バン パ ・ ス ポ イ ラ ー	修 理 ・ 交 換	カードサイズ未満				10	
		部 品 名	修理 (塗装含む)		交 換 (塗装含む)		
			小	大			
		バンパ、F・Rスポイラー	乗用車系 (一本)	15	30	50	
			〃 (左右分割式)	10	20	25	
	商用車系	10	20	30			
サイドスポイラー (サイドシルカバー)	10	20	30				
ガ ー ニ ッ シ ュ	修 理 ・ 交 換	部 品 名	修 理	交 換			
		ガ ー ニ ッ シ ュ (アウターパネル)	10	15			

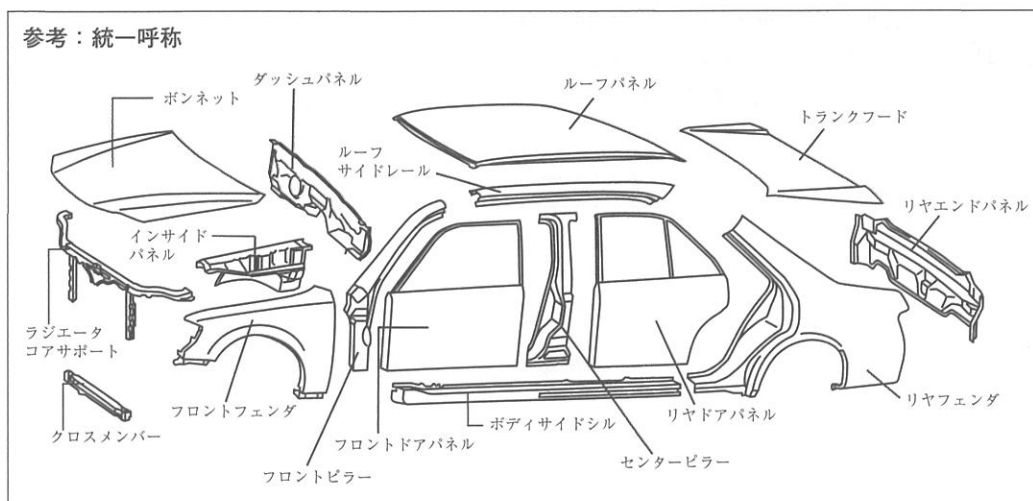
※アルミ製外板パネルの取扱い 板金・交換 (塗装を含む)

1cm以上カードサイズ未満の板金は、15点とする。

カードサイズ以上A4サイズ未満の板金は、板金〔小〕の1.5倍とする。

A4サイズ以上は、交換とし交換減点の1.5倍とする。

※樹脂製部品については、上記の表を準用する。



ミラー類、メッキ・モール類・小部品

査定項目	査定区分	減点の区分及び細則 / 減点		
ミラー類 (1コ)	標準状態	1. 反射鏡部はくもり、はくり、破損がないこと 2. カバー部は商品価値に影響を与える傷等のないこと ・1cm未満の小傷は無減点とする 3. リモコンは正常に機能すること		
	修理	カバー部に1cm以上の線傷、強固な付着物があり塗装修理が可能なもの	減点	
			5	
	交換	1. 反射鏡部がくもり、はくり、破損しているもの 2. カバー部に亀裂、破損、腐食のあるもの 3. リモコン操作が不良のもの		減点
		部 品 名		
		電動ドアミラー (ウィンカー付、電動格納式)		30
		電動ドアミラー (電動格納式)		25
		電動ドアミラー		20
		ドアミラー		15
		フェンダーミラー		20
バン、トラック用ミラー			10	
アンダーミラー、補助確認ミラー		10		
メッキ・モール類・小部品	標準状態	1. 表面に商品価値に影響を与える傷等のないこと ・1cm未満の凹み及び小傷は無減点とする 2. 破損、曲がり、腐食、異物の付着のないこと		
	交換	1. 破損、曲がり、1cm以上の凹み・線傷、全体にわたるさびがあるもの 2. メッキ部、塗装部がはがれていて見苦しいもの		減点
		部 品 名		
		フロントグリル		15
		モール (バンパモール含む) 1本		5
		エンブレム、オーナメント 1個		3
		ウェザーストリップ 1本		5
		ストライプ (片側)		20
マッドガード 1個		5		

※交換に至らないミラーのウィンカーレンズの傷は、価値減点として3点減点する。

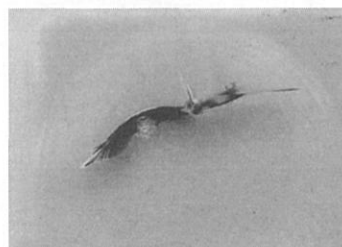
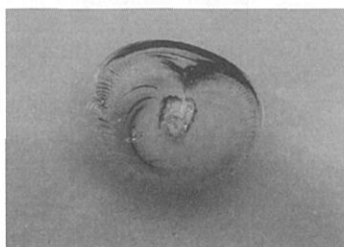
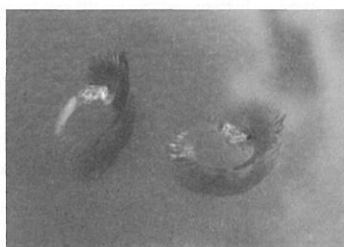
ガラス

査定項目	査定区分	減点の区分及び細則 / 減点		
ガラス	標準状態	1. フロントガラスは割れ及び運転上視界を妨げる傷等のないこと 2. リヤガラス、ドアガラス、三角ガラス、サンルーフガラス、トラックのリヤガラスの商品価値に影響を及ぼさない小傷は無減点とする 3. 法に抵触しないフィルム貼りは無減点とする		
フロントガラス	価値減点	・うすいワイパー傷、飛石による小傷、修理跡のあるもの（1台分）	20	
	交換	1. ワイパー傷等で爪の引っかかるもの 2. 飛石等によりひび割れ、亀裂があるもの 3. 修理跡でひび割れがあるもの		
		被害軽減ブレーキカメラ	無	有
		カラー（グレー、ブロンズ、サンシェード、ブルーガラス、UVカットガラス等色付きのもの）	100	150
		その他（無色透明のもの）	65	100
その他のガラス	リヤガラス、ドアガラス、三角ガラス、サンルーフガラス、トラックリヤガラス			
	価値減点	・ガラス文字書き（1台分） ・カードサイズ未満の線傷	10	
	修理	・運転席、助手席のフィルム貼り（1台分） ・見苦しいフィルム貼り（1台分）	10	
	交換	1. カードサイズ以上の線傷のあるもの 2. ひび割れ、亀裂のあるもの		
		ドアガラス（サイドガラス含む）	20	
		三角ガラス	10	
		サンルーフガラス	55	
		リヤガラス カラー（熱線入り）	60	
		〃 その他（熱線入り）	45	
		〃 その他（熱線なし）	35	
トラックのリヤガラス	15			

※各ガラスへの車台番号の刻印は加減点無しとし、それ以外の刻印（イニシャル・登録番号）は、ガラス交換の扱いとする。

※被害軽減ブレーキカメラ付きフロントガラスの交換点数には、再調整（エーミング）を含む。

〈参考〉 飛石傷（ひび割れ、亀裂）の例



## 2. 内 装

査定項目	査定区分	加 減 点 の 区 分 及 び 細 則 / 加 減 点						
内	標準状態	1. 内装は規定のものであり、破損、汚れ、シミ等のないこと 2. マット類に衰退、欠品のないこと 3. 積載物その他の理由による異臭のないこと						
	価値加	価値加点 (1台単位) (当・1年ものには、適用しない)		加点				
		内装が無減点 (ルームクリーニング減点を除く) の良質車については特別に加点する		+ 20				
		価値減点 (1台単位)		減点				
		内装部分の傷、シール、テープ等の跡、ハンガーパイプ等が付いているもの、タバコ、ペット等による異臭のあるものは減点する						
	減点	1. 内装部分の傷		10				
		2. シール、テープ、接着剤等の跡のあるもの		10				
		3. ハンガーパイプの付いているもの		10				
		4. 異臭 (タバコ、ペット、芳香剤等) があるもの		40				
		5. ペット等の毛が付着しているもの		40				
		6. 天井、内張り等にタバコのヤニが付着しているもの		40				
	修理	ルームクリーニング (1台単位)		10				
		1. 内装の著しい汚れ (ルームクリーニングとは別に)		5				
		2. 1cm未満のビス穴、タバコのこげ跡、こげ穴、破れ、ほころびが2個以内		10				
		3. シートにへたり、天井にたるみのあるもの		10				
4. カードサイズ未満のシミ (1個)		10						
5. バンの室内塗装 (1台分)		30						
6. バンの室内板金 ※塗装及び板金は、板金減点〈大〉を上限とする (1台分)		小	大	30	50			
装	交換・張替	1. 1cm以上のビス穴、タバコのこげ跡、こげ穴、破れ、ほころび 2. 1cm未満のビス穴、タバコのこげ跡、こげ穴、破れ、ほころびが3個以上 3. 樹脂製部品の割れ、カードサイズ以上の傷 4. マット類の衰退が著しい場合又は欠品している場合 5. カードサイズ以上のシミ、カードサイズ未満のシミが2個以上						
		セパレート シート (クッション)		25	20			
		〃 (バック)	布	35	ビニール	30		
		ベンチ シート (クッション又はバック)		40		30		
		革シート・フロント (クッション又はバック)		50				
		〃 リヤ (クッション又はバック)		100				
		天井内張り	布	30		20		
		ドア内張り (1枚)	革	40	布	25	ビニール	15
		コンソールボックス、グローブボックス (1個)		15				
		ダッシュボード		45				
		灰皿、小物入れ (1個)		2				
	シフトノブ		3					
	サイドボード (1枚)		15					
	リヤシェルフ		10					
	ヘッドレスト (1個)		10					
	内装カバー類 (1枚)		10					
	フロアマット (1台分)		35					
	トランクマット	布	10	ビニール	5			
	トランクルーム内張り		5		2			
	ルームミラー		10					

※分割シート (1+2名) の1名シートは、セパレートシート、2名シートは、ベンチシートを適用する。



#### 4. 電 装

査定 項目	査定 区分	減 点 の 区 分 及 び 細 則 / 減 点		
電 装 関 係	交 換 部 品	ヘッドランプAssy	1個	30
		プロジェクターヘッドランプAssy	〃	70
		ディスチャージランプAssy	〃	90
		LEDヘッドランプAssy	〃	90
		フォグランプ	〃	10
		〃    (プロジェクタータイプ)	〃	15
		コーナリングランプAssy	〃	5
		サイドマーカーランプAssy	〃	3
		フロントターンシグナルランプAssy	〃	6
		リヤコンビネーションランプAssy (乗用、ワゴン)	〃	16
		LEDリヤコンビネーションランプAssy	〃	20
		テールランプAssy (バン)	〃	12
		〃    (トラック)	〃	6
		テールレンズ (トラック)	〃	2
		ライセンスランプAssy	〃	5
		バックランプAssy	〃	5
		ワイパーブレード	1本	3
		ワイパーアーム	〃	5
		ホーンAssy	1セット	5
		シガーライター	1個	2
バッテリー (ガソリン)	1個	20		
〃    (ディーゼル)	〃			
キーシリンダセット	1台分	30		
リモコンキー	1個	20		
キーレスシステム	1個	40		

※交換に至らないレンズの傷は、価値減点として3点を適用する。

電  
装



### 3. パワーステアリングの評価

車種・クラス・年もの	当・1年	2・3年	4・5年	6年～
全車種・全クラス共通	50	40	30	20

### 4. パワーウインドの評価

車種・クラス・年もの	当・1年	2・3年	4・5年	6年～
全車種・全クラス共通	30	20	10	10

細則：修理減点は1ヵ所につき10点とする。

### 5. ABSの評価

クラス\年もの	当・1年	2・3年	4・5年	6年～
I～IV	30	20	10	10
軽	20	15	10	10

### 6. サンルーフ（電動式）の評価

クラス\年もの	当・1年	2・3年	4・5年	6年～
特・I・II・III	70	50	30	20
IV・軽	30	20	10	0

細則：1. 故障の場合は、修理減点30点以内とする。（加点を超えても減点する）

2. パノラマルーフ等は、上表を準用する。

### 7. オートスライドドア・パワーバックドアの評価

全車種・全クラス共通

区分\年もの	当・1年	2年～
1ヵ所	20	10

### 8. 革シートの評価

クラス\年もの	当・1年	2・3年	4・5年	6年～
特	110	70	40	30
I・II	90	50	30	20
III・IV・軽	40	30	20	10

細則：1. 欠陥があり、張替減点をするものは加点しない。

2. コンビシート（両側レザー、中央モケット）は、布として扱い、加点しない。

3. 革シートの評価には人工皮革を含む。

### 9. エアバッグの評価

全車種・全クラス共通

区分\年もの	全 年
1台分	10

### 10. アンテナ交換減点

区 分	減点
アンテナ	5

細則：ガラスプリントアンテナは、実費減点とする。

## IV 商品価値の評価

### 1. タイヤの評価

タイヤは残り溝の深さにより、1本につき次の加減点をする。

- 細則
1. 応急用タイヤが標準の場合は欠品のみ減点の対象とする。1本15点
  2. ランフラットタイヤ、オールシーズンタイヤは、下表を準用する。
  3. ランフラットタイヤ車に通常タイヤが装着されていた場合は加点しない。
  4. タイヤ修理キット欠品の場合は、15点の減点とする。
  5. タイヤ、ホイールが保安基準に抵触するものは原則として交換とする。
  6. ひび割れ、亀裂、片べり、段べり等偏摩耗のものは残り溝に関係なく、1.6mm未満の減点をする。
  7. ホイール径で12.5インチのように端数のつく場合は、切り上げて13インチとして扱う。

#### 1) 乗用車系タイヤ

残り溝 mm インチ	ス ペ ア 欠 品 ( ) 内アルミ	1.6mm 未満	1.6mm 以上	5mm 以上	ホ イ ール 交 換 ( ) 内アルミ
19以上	— (82)	35	0	+8	— (47)
18	— (68)	30	0	+7	— (38)
17	— (57)	25	0	+6	— (32)
16	27 (46)	17	0	+5	10 (29)
15	22 (36)	13	0	+4	9 (23)
14	18 (31)	10	0	+3	8 (21)
13以下	16 (29)	9	0	+2	7 (20)

#### 2) 商用車・トラック系タイヤ

残り溝 mm インチ	ス ペ ア 欠 品	1.6mm 未満	1.6mm 以上	6mm 以上	ホ イ ール 交 換
16以上	25	13	0	+4	12
15	22	12	0	+3	10
14	18	9	0	+2	9
13以下	13	6	0	+2	7

#### 3) ホイールカバー交換

- ・破損、1cm以上の凹み・線傷、全体にわたるさびのあるもの
- ・塗装部がはがれていて見苦しいもの

		特	I	II	III	IV・軽
フルカバー	1個	10	7	6	5	4
ハーフ（キャップ）またはセンターカバー	1個	—	4	4	3	2

#### 【参考】

スノータイヤ、スタッドレスタイヤ（地域性を考慮して適用する）

残り溝 mm インチ	5mm未満	5mm以上	8mm以上
17以上	25	0	+6
16	17	0	+5
15	13	0	+4
14	10	0	+3
13以下	9	0	+2